

## 「平成23年度介護老人保健施設 事業者公募」に関するQ&A

平成23年11月1日掲載分

No	質問事項	回 答
1	<p>着工時期について</p> <p>「3. 公募の対象となる整備事業完了時期」について、年度内着工とは、年度内着工に向けて可能な限り努力することで良いか。また、着工とは、契約締結＝着工としてよいか？</p>	<p>本公募は、介護保険事業計画において当初より規定している事業であることから、要項記載のとおり、年度内に着工を見込む計画であることを条件といたします。</p> <p>公募計画に基づき整備を進めた結果、止むを得ず不測の事象により着工の遅れが生じる見込みとなった場合には市と協議をしていただきます。</p> <p>なお、契約締結日及びこれに定める着工日は、現地調査や測量、起工式などの具体に基づき、発注者と請負者双方の合意により定められるものと考えますので、契約締結日が即ち着工日となるものではありません。</p>